

中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱

令和3年3月25日
2中福管第1274号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況の点検及び評価等を行うため、中央区成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定により定める中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。